



認定こども園とは

幼稚園と保育所それぞれの機能や特徴をあわせ持ち、その両方の役割を果たすことができる施設です。小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供します。また、未就園児に対しての子育て支援や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行います。

小規模保育とは

0歳から2歳の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う、町の認可保育事業です。

保育施設の利用にあたり、保護者が①～⑩のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労していること（1カ月に48時間以上の就労。パートタイム、家事以外の労働などを含む）
- ② 妊娠中または出産後間がないこと
- ③ 病気やケガをしているまたは心身に障がいがあること
- ④ 長期にわたり病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護していること
- ⑤ 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること（3カ月の条件付き入園）
- ⑦ 学校、専修学校、各種学校等の教育施設に在学していること（職業訓練を含む）
- ⑧ 児童虐待やDVのおそれがあり、子どもの保育が困難であると認められること
- ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもが引き続き利用する必要があると認められること
- ⑩ 町長が認める前各号に類する状態にあること

保育時間について

保護者の就労時間や通勤時間に応じて、保育標準時間と保育短時間の2つの区分に分けられ、保育標準時間と保育短時間で利用者負担額（保育料）が異なります（別添参照）。

- ① 東忠岡こども園・ピープル忠岡チャイルドスクール・ピープル乳児室の場合
短時間：9時～17時 標準時間：7時30分～18時30分
- ② チューリップ保育園の場合
短時間：9時～17時 標準時間：7時～18時

利用者負担額（保育料）について ※公立・民間ともに同額

- ① 3歳から5歳児のすべての世帯・0歳から2歳児の非課税世帯
令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化制度により、3～5歳児のすべての世帯と0～2歳児の非課税世帯の利用者負担額は無償です。
- ② 0歳から2歳児の課税世帯
市町村民税をもとに利用者負担額を決定しております（別紙参照）。
所得の申告がない場合、利用者負担額が算定できませんので、所得の申告を忘れずに行ってください。4月分から8月分までは令和5年度（入園前年度）の市町村民税を算定基礎とし、9月分から3月分までは令和6年度（入園当該年度）の市町村民税を算定基礎とします。

※税関係書類の提出がない場合、保育料は最高額（仮決定）になります。

延長保育料について

一回の利用につき、200円の延長保育料が必要となります。（1カ月の上限3,000円）

- ① 東忠岡こども園・ピポル忠岡チャイルドスクール・ピポル乳児室の場合
18時30分～19時30分
- ② チューリップ保育園の場合
18時～19時

副食費について

3歳～5歳児の副食費（おかず代）については、町の独自施策として、保護者負担の軽減を図るため、町内在住者で町内施設に通われる場合に限り、忠岡町が全額負担します。

入園の決定

審査基準に基づく点数表（別紙参照）を採用しております。保護者の就労状況、家族の状況、児童の状況等を点数化し、選考します。

- ① 保護者の基本点数の高い順に決定します。
- ② ①の点数が同点の場合は、付加点数を加点し、総合点の高い順に決定します。

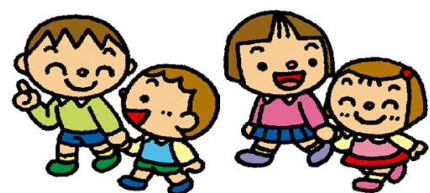
内定通知

- ① 4月1日入園の場合、申込み者全員に入園の可否について郵送で通知します（1月下旬予定）。また、入園内定者については面接を実施します（2月頃を予定）。
- ② 年度途中入園の場合、受付締切日の概ね5日以内に電話にて通知いたします。また、入園内定者については個別に各園にて面接を実施します。

減免適用事由

下記の項目に該当する場合に「保育料減免申請書」をご提出いただくと保育料の減免を受けることができます。（項目によっては添付資料が必要となります。）

- ① 父親、母親若しくは両親のいない世帯又はこれらに準ずる世帯
- ② 地方税法の規定により障がい者控除の対象となる者又は障がい児通園施設に通園している児童がいる世帯
【添付資料：障がい者手帳の写し又は障がい児通園施設の在園証明書】
- ③ 減免申請の日の属する年分の所得が、その前年分の所得（当該申請の日が1月、2月又は3月である場合は、前々年分の所得）と比較して、6割未満になると推定される場合
【添付書類：過去3カ月分の給与明細等、所得を証明する書類】
- ④ 傷病により、引き続き1カ月以上入院した者のいる世帯
【添付書類：1カ月以上の入院を証明する書類】
- ⑤ 災害により、その居住する家屋に甚大な損害を受けた世帯
【添付書類：罹災(りさい)証明書】
- ⑥ 園児が、傷病により引き続き15日以上欠席した場合
【添付書類：傷病の治療に要した期間がわかる医師の診断書】
- ⑦ その他、町長が特に必要と認める場合



留意事項

- ① 申込後に申込内容に変更が生じたとき又は入園の必要がなくなった場合、必ず連絡してください。
- ② 審査基準に合致していても、認定こども園の定員に余裕がない場合や、子どもの健康・発育状況によっては入園できない場合があります。
- ③ 申込み時点で、認可外保育施設・事業所内託児所等に在籍している場合は、入園選考時に点数が加算される場合がありますので、お申し出ください。
- ④ 年度途中での転園はできませんので、ご了承ください。
- ⑤ ピープル乳児室の対象年齢は0～2歳児です。
卒園後、連携施設であるピープル忠岡チャイルドスクールに引き続き通園可能です。

多子世帯の利用者負担額の軽減

小学校就学前の範囲内に幼稚園や保育所、認定こども園などを利用するきょうだい2人以上いる場合、最年長のお子さんから順に第1子（全額）、第2子（半額）、第3子以降（0円）とします。

0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 小1 小2 小3 小4



※年収360万円未満相当世帯については、上のきょうだいの年齢は問いません。

個人情報の取扱いについて

本町は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び忠岡町個人情報保護条例（平成11年4月1日条例第9号）に基づき、各ご家庭の個人情報を、下記目的の達成に必要な範囲で利用します。また、保護者の方の同意なく外部への情報提供はいたしません。

- ・入園児童、申込児童、保護者の方々の本人確認のため
- ・認定こども園等への入園選考のため
- ・継続的に入園していただくための入園要件の確認のため
- ・各種通知のため
- ・保育料の算定、請求および変更のため
- ・入園児童の発育・健康管理のため
- ・緊急時の連絡のため
- ・保育サービスの改善のため
- ・お問合せ、ご相談への対応のため
- ・その他、適正かつ円滑に認定こども園等をご利用いただくため

認定こども園等の一覧表

区分	施設名	定員	対象年齢
①公立認定こども園	東忠岡こども園	198人	生後57日～
②民間認定こども園	チューリップ保育園	96人	生後57日～
③民間認定こども園	ピープル忠岡チャイルドスクール	131人	生後57日～
④民間小規模保育	ピープル乳児室	14人	生後57日～

